

3) 世界経済底ばい継続シナリオ

上記1)との違いは以下の通り。

① 生産性(TFP)上昇率

・2009年度(平成21年度)から2013年度(平成25年度)にかけて、0.5%(過去の低成長の時期(第12循環から第13循環(1993年10月の谷から2002年1月の谷まで))の平均)程度まで徐々に低下、その後横ばい。

② 労働力

・全ての性別年齢階層別労働参加率が足元の水準で横ばい。

③ 世界経済等

・実質成長率
2009年度(平成21年度)年率▲0.6%の後、徐々に上昇し、2011年度(平成23年度)以降年率1.5%程度で推移。

(2) 財政・社会保障に関するもの

いずれのシナリオにおいても、平成20年度第二次補正予算政府案、平成21年度予算政府案、平成21年度税制改正等を反映。

1) 2010年度、2011年度の歳出の想定

2010年度(平成22年度)及び2011年度(平成23年度)については、「基本方針2006」で決定した歳出改革を踏まえ、「基本方針2006」別表に示された▲14.3兆円ないし▲11.4兆円歳出削減の考え方に対応し、以下のように想定。

【社会保障】

「基本方針2006」別表の考え方に沿って、国・地方(国民経済計算ベース)の削減額が2007年度(平成19年度)から2011年度(平成23年度)の5年間の累積で1.6兆円程度(国の一般会計ベースで1.1兆円程度)となるよう、2010年度(平成22年度)及び2011年度(平成23年度)について平均的に削減(ただし、2009年度(平成21年度)における財源確保措置分を考慮。)

【人件費(公務員)】

「基本方針2006」別表の考え方に沿って、名目GDPに応じた自然体の歳出額から5年間の累積で2.6兆円程度の歳出削減を行う改革後の姿に到達するよう、2010年度(平成22年度)及び2011年度(平成23年度)を均等に延伸。

【公共投資】

① ▲14.3兆円歳出削減の場合

2007年度(平成19年度)以降5年間の平均歳出削減率が▲3%となる場合の2011年度(平成23年度)の姿に到達するよう、2010年度(平成22年度)及び2011年度(平成23年度)を均等に延伸。

② ▲11.4兆円歳出削減の場合

2007年度(平成19年度)以降3年間の平均歳出削減率が▲3%、残り2年間は▲1%となる場合の2011年度(平成23年度)の姿に到達するよう、2010年度(平成22年度)及び2011年度(平成23年度)を均等に延伸。

【その他歳出】

① ▲14.3兆円歳出削減の場合

2007年度(平成19年度)以降5年間の累積で▲4.5兆円削減の考え方に対応したときの2011年度(平成23年度)の姿に到達するよう、2010年度(平成22年度)及び2011年度(平成23年度)を均等に延伸。

② ▲11.4兆円歳出削減の場合

2007年度(平成19年度)以降3年間は5年間の累積で▲4.5兆円削減の考え方に対応したときの平均歳出削減率、残り2年間は同▲3.3兆円削減の考え方に対応したときの平均歳出削減率となる場合の2011年度(平成23年度)の姿に到達するよう、2010年度(平成22年度)及び2011年度(平成23年度)を均等に延伸。

2) 2012年度以降の歳出の想定

① 非社会保障歳出名目横ばい(名目一定)

社会保障以外の歳出について、2012年度(平成24年度)以降、2011年度(平成23年度)の名目額で一定。

② 非社会保障歳出物価上昇率並増加(実質一定)

社会保障以外の歳出について、2012年度(平成24年度)以降、消費者物価上昇率で増加。

3) 社会保障機能強化

① 社会保障の機能強化を「中期プログラム」の工程表を踏まえ一定の仮定に基づき実施

「社会保障の機能強化のための追加所要額」(社会保障国民会議最終報告(平成20年11月4日)付属資料)を踏まえ一定の仮定に基づき、消費税増収額の範囲内で、消費税率引上げ開始年度以降徐々に公費負担が増加することを想定(開始初年度における消費税率引上げに伴う増収分のうち1%分は基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する費用に充当することを想定。)

② 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ、高齢化の進展に伴い自然に増加する公費負担のみ対応

基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ、高齢化の進展に伴い自然に増加する公費負担のみ対応し、「社会保障の機能強化のための追加所要額」に沿ったその他の公費負担増加が行われないと想定。

4) 消費税率引上げ

① 消費税率を据え置き

② 2011年度から2013年度にかけて3%引上げ(試算の便宜上毎年度1%ずつの引上げを想定)

③ 2011年度から2015年度にかけて5%引上げ(試算の便宜上毎年度1%ずつの引上げを想定)

④ 2011年度から2017年度にかけて7%引上げ(試算の便宜上毎年度1%ずつの引上げを想定)

⑤ 2013年度から2015年度にかけて5%引上げ(試算の便宜上2013年度に3%、2014、2015年度に1%ずつの引上げを想定)

⑥ 2015年度に5%引上げ

なお、消費税率を上げるケースについては、消費税率引上げに伴う駆け込み需要及びその反動が発生することを想定(引上げ前年度に税率1%当たりGDP比0.2%程度の駆け込み需要を上乗せ、引上げ年度に同額の反動分を差し引いている。)